



鳥取県公報

令和7年9月19日（金）
第9726号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（557）（孤独・孤立対策課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出（558）（Ⅱ）・・・・・・・・・・ 2
	物品売払代金の徴収事務の委託（559）（栽培漁業センター）・・・・・・・・・・ 2
	県道の区域の変更（560）（道路企画課）・・・・・・・・・・ 2
	指定障害福祉サービス事業者の指定（561）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・・・ 3
◇ 病院局告 示	指定納付受託者の指定（5）（総務課）・・・・・・・・・・ 3
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（河川課）・・・・・・・・・・ 3
	落札者の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・ 4

告 示

鳥取県告示第557号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
井上歯科医院	八頭郡八頭町郡家647	令和7年7月31日
芹田歯科	境港市明治町67	令和7年8月31日

鳥取県告示第558号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
鈴木歯科医院	米子市加茂町一丁目22	令和7年2月1日
中山小児科内科医院	八頭郡八頭町宮谷206－9	令和7年5月31日
やまがた整形外科クリニック	米子市上福原1455－22	令和7年9月1日

鳥取県告示第559号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同令第1条による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、栽培漁業センターにおける生産品の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取県漁業協同組合

2 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

鳥取県告示第560号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、令和7年9月19日から2週間鳥取県県土整備部道路局道路企画課（鳥取市東町一丁目220）

において一般の縦覧に供する。

令和7年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
船上山赤碕 線	変更前	東伯郡琴浦町大字勝田字西佐崎268－2地先から同町大字赤碕字玄小原879－1地先まで	5.4～43.5	1,095.0
	変更後	東伯郡琴浦町大字出上字左エ門九郎129－3地先から同町大字赤碕字玄小原879－1地先まで	10.1～43.5	28.0

鳥取県告示第561号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月19日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 博愛会	米子市一部555	グループホームときぞう	米子市一部379－3	共同生活援助	令和7年9月 15日

病 院 局 告 示

鳥取県病院局告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年9月19日

鳥取県営病院事業管理者 萬 井 実

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
P a y P a y 株式会社 東京都千代田区紀尾井町1－3
- 指定年月日
令和7年9月10日
- 納付事務を行う歳入等
コンビニエンスストア等を利用して納付する鳥取県営病院事業の設置等に関する条例第5条に規定する使用料又は手数料

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 調 達 件 名 及 び 数 量 鳥取県河川防災情報システム（統制局）更新業務 一式
- 契 約 方 式 随意契約

- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和7年8月29日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社東芝中国支社
広島県広島市中区鉄砲町7-18
- 5 契 約 金 額 73,051,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 随 意 契 約 に よ る 理 由 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に接続して提供を受ける同種
の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると
その特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。
（政令第11条第1項第2号）
- 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県県土整備部河川港湾局河川課
鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政
令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年9月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 モバイル端末等機器賃貸借及び保守業務 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 令和7年8月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ソルコム鳥取支店
鳥取市岩吉166-2
- 5 落 札 金 額 月額415,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 令和7年7月4日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271